

住民のみなさま    へ  
事業者のみなさま   へ

香芝市 下水道課

## 建物解体・家屋建替時の下水道使用料について

下水道使用料は、基本的に水道水の使用水量を汚水排除量として算定しております。そのため、これまで**下水道に接続していた排水設備のある建物の給水栓を使用して、解体工事・建築工事などの散水をされますと、水道水の使用水量を汚水排除量とみなして下水道使用料を算定・ご請求すること**になってしまいます。

つきましては、解体工事・建築工事などで散水される際に、使用水量の全量が下水道へ流入しない場合は、必ず事前に公共下水道使用休止・廃止届をご提出ください。また、解体工事等により排水設備がなくなった場合もその旨をお届けください。

○問合せ先  
香芝市役所 下水道課 0745-71-6101